

地域活性化に資するスポーツ施設の調査等委託業務 仕様書

1 委託業務の目的

県内にあるスポーツ施設の利用状況やスポーツツーリズムの実態等を調査し、地域活性化に資するスポーツ施設の選定等を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）

3 業務内容

(1) 県内スポーツ施設の利用状況調査・分析

県内にある主要なスポーツ施設の利用状況を調査し、データ分析を行う。

○アリーナ：クラサス武道スポーツセンター

サイクルショップコダマ大洲アリーナ・別府アリーナ
ダイハツ九州アリーナ

○野球場：別大興産スタジアム・別府市民球場・佐伯中央病院スタジアム

○サッカー（陸上）：クラサスドーム

○プール：別府市営青山プール

○武道：弓道場（大洲総合運動公園）

(2) スポーツツーリズム（スポーツ合宿）の状況調査・分析

本県のスポーツツーリズムの状況を調査し、データ分析を行う。

(3) 他県の先進事例調査

スポーツ施設における他県の先進事例を調査し、地域活性化に資するスポーツ施設や施設機能等の提案を行う。

(4) 地域活性化に資するスポーツ施設の検討

調査・分析結果をもとに、地域活性化に資するスポーツ施設の検討を行う。検討にあたり、候補となるスポーツ施設ごとの費用対効果等の客観的指標を算出すること。人口やアクセス等を踏まえ、立地要件についても検討する。

(5) 地域活性化に資するスポーツ施設の選定

検討結果や他県の先進事例を取りまとめ、地域活性化に資するスポーツ施設の選定を行う。

(6) 報告書の作成

(1)～(5)で作成した成果を、報告書として取りまとめ、委託期間が終了する前に発注者に対して、データ（Word形式・Excel形式・Power Point形式のうち、いずれか1種類とPDF形式のあわせて2種類）で提出するものとする。

4 業務の進め方

(1) 受託者は、業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

(2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

(3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

(5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

5 付記事項

本業務遂行にあたり受託者から提案されたイベント企画案等については、委託者と受託者との協議により、その内容を変更・修正できるものとする。

6 著作権

この契約により作成される資料の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものと

する。

- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

7 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は、本業務の完了後、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

8 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。